ねりまの後期高齢者医療

令和２年度（２０２０年度）

― 令和元年度実績 ―

練馬区区民部国保年金課

目　次

１　後期高齢者医療制度のしくみ …… 1

２　財政 …… 2

（１）　歳入 3

（２）　歳出 4

３　被保険者 …… 5

（１）　被保険者の範囲 5

（２）　住所地特例制度 5

（３）　練馬区の被保険者数と負担区分割合の状況 6

４　保険料 …… 7

（１）　保険料の計算方法 8

（２）　保険料の軽減 8～10

（３）　保険料の納付方法 11

（４）　練馬区の保険料の収納状況 12～16

（５）　保険料滞納者への督促・催告・滞納処分 16～17

（６）　保険料の減免 17

５　保険給付 …… 18

（１）　療養の給付等（現物給付） 18～22

（２）　療養費の支給（現金給付） 23

（３）　高額療養費 24～25

（４）　高額介護合算療養費 26

（５）　葬祭費 26

（６）　一部負担金の減免 27

（７）　医療費の適正化 28～29

６　保健事業 …… 30

（１）　後期高齢者医療健康診査 30～31

（２）　長寿すこやか歯科健診 32

（３）　宿泊保養施設事業 32

7　趣旨普及 …… 33
（1）　ねりま区報による周知 33
（2）　区ホームページによる周知 34
（3）　広域連合作成印刷物による周知 34
（4）　広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知 34
（5）　広域連合ホームページによる周知 34
8　組織図と事務分掌 …… 35
（1）　練馬区後期高齢者医療制度関係部署 35
（2）　東京都後期高齢者医療広域連合 36
9　高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革 …… 37～45

1　後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、高齢者が増加する中、現役世代と後期高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、原則として、75 歳以上の高齢者を対象に、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた制度となっている。

後期高齢者医療制度では、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合を設立し、広域連合が運営主体となることが高齢者の医療の確保に関する法律で規定されている。区市町村単位による保険制度の運営では財政基盤の弱い団体もあるため、都道府県単位での広域連合による運営により財政リスクの軽減を図り、安定した制度運営が可能となるほか、共同で事務処理を行うことで効率化が図られている。

○　後期高齢者医療制度のしくみ

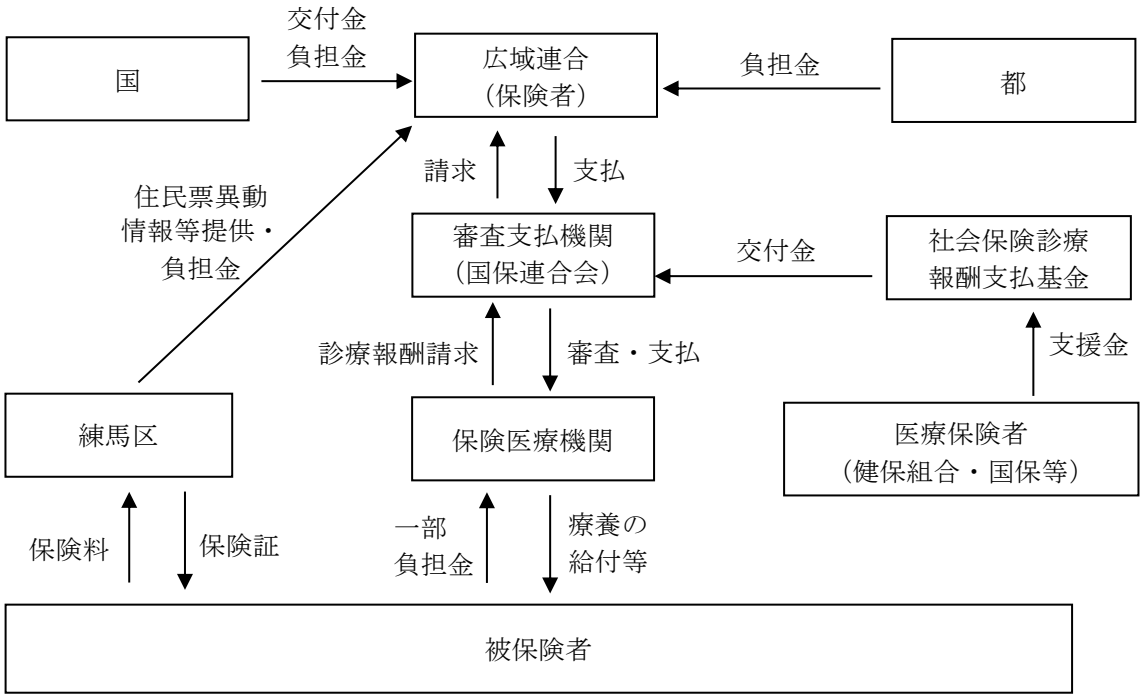

○　区と広域連合の役割分担

区の主な業務	広域連合の主な業務
・保険料の徴収や納付相談 ・保険証の引渡し ・各種申請の受付 ・転入などの加入や資格喪失の届出の受付	・被保険者の認定 ・保険給付 ・保険料率の決定、保険料の賦課 ・健診事業の実施 （区市町村に委託して実施）

2　財政

後期高齢者医療制度に要する経費は、特別会計を設置して管理している（高齢者の医療の確保に関する法律第49条）。

令和元年度決算は、歳入が164億7,014万円、歳出が164億4,952万円である。前年度と比較して、歳入は２億3,047万円（1.4％）増、歳出は２億3,127万円（1.4％）増となっている。

構成割合は、歳入では、後期高齢者医療保険料と繰入金で96.8％を占めており、歳出では、広域連合拠出金が93.0％を占めている。

令和元年度　決算構成図

［歳入］164 億 7,014 万円

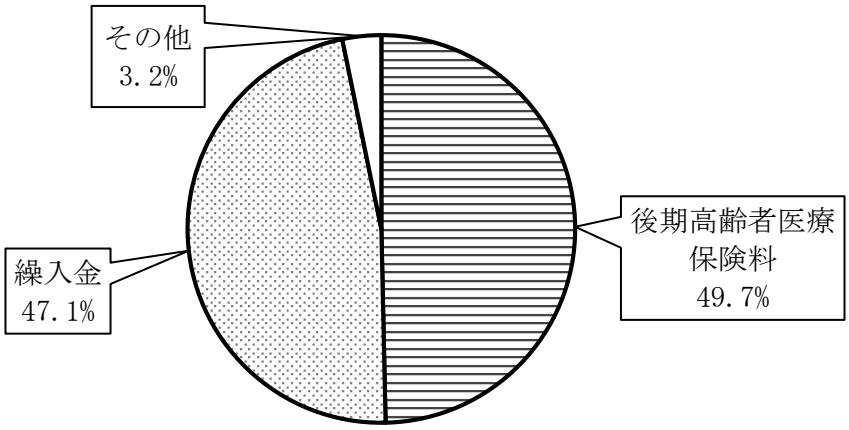

［歳出］164 億 4,952 万円

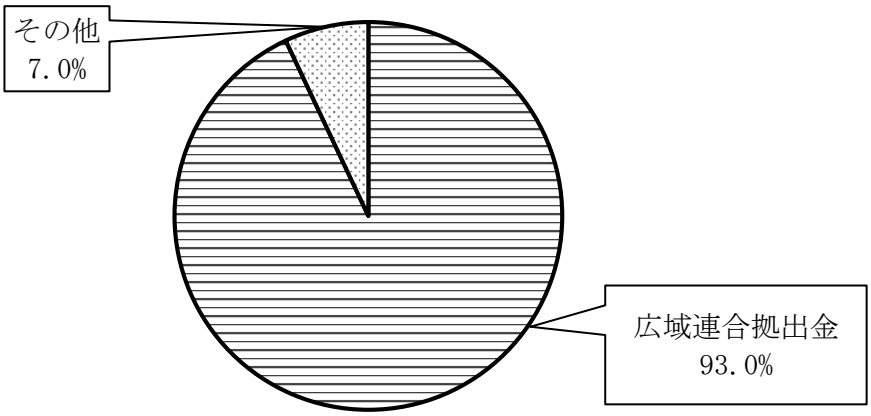

（１） 歳入

〔単位：円〕　　（参考）平成 30 年度との比較

科 目（款）	令和元年度決算額	平成 30 年度決算額	前年度増減率
後期高齢者医療保険料	8,177,871,973	7,959,815,900	2.7%
使用料及び手数料	10,500	17,700	▲40.7%
国庫支出金	512,949	5,175,616	▲90.1%
広域連合支出金	479,385,830	470,666,580	1.9%
繰入金	7,759,183,625	7,718,963,683	0.5%
繰越金	21,419,900	23,932,100	▲10.5%
諸収入	31,756,852	61,102,610	▲48.0%
計	16,470,141,629	16,239,674,189	1.4 %

科 目（款）	内 容	
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療制度に加入する被保険者が納める保険料（詳細は、Ｐ．７～17「４　保険料」参照）	
使用料及び手数料	証明手数料	納入済額証明書の交付にあたり、手数料として収入したもの
国庫支出金	国庫補助金	後期高齢者医療制度見直し等の広報に要した費用等
広域連合支出金	健康診査費	広域連合から受託する健康診査費
	葬祭費	広域連合から受託する葬祭事業費
繰入金	保険基盤安定繰入金	保険基盤安定負担金（低所得者等に対する均等割額の保険料軽減措置に係る負担金）を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	広域連合事務費繰入金	広域連合事務費負担金を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	療養給付費繰入金	療養給付費負担金を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	その他一般会計繰入金	一般事務費、健康診査費、葬祭費等の財源不足を補填するため、一般会計から繰り入れるもの
繰越金	繰越金	過年度分の被保険者保険料還付金等を、翌年度に繰り越すもの
諸収入	広域連合拠出金返還金	広域連合へ納付した保険料未収金補填分負担金等において、精算により既に納付した額と決算額に差額が生じ、広域連合より還付となったもの
	長寿・健康増進事業補助金	補助金対象事業のうち、健康診査事業の追加項目に要した費用等について、広域連合より交付されるもの

（２） 歳出

〔単位：円〕　　（参考）平成 30 年度との比較

科 目（款）	令和元年度決算額	平成 30 年度決算額	前年度増減率
総務費	119,529,437	192,751,644	▲38.0%
広域連合拠出金	15,296,474,531	14,959,556,634	2.3%
保健事業費	706,068,092	689,753,680	2.4%
葬祭費	285,480,000	276,290,000	3.3%
諸支出金	41,968,369	99,902,331	▲58.0%
計	16,449,520,429	16,218,254,289	1.4%

科 目 （款）	内　容	
総務費	臨時職員経費、事務費等	
広域連合拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金（被保険者から徴収する保険料に係る負担金等）および保険料軽減措置拠出金（保険料賦課額と保険料収納額との差額に係る負担金や、葬祭費の支給に係る負担金等）
	後期高齢者医療療養給付費拠出金	被保険者のうち１割負担の医療給付費に係る負担金（区負担率：12 分の１）
	後期高齢者医療事務費拠出金	広域連合の運営に必要な人件費および事務費に係る負担金
保健事業費	健康診査事業等に要する印刷費、通信費、委託料等	
葬祭費	葬祭費用（支給単価 70,000 円）	
諸支出金	広域連合へ拠出した負担金の精算による返還に伴う一般会計への繰出金等	

３　被保険者

後期高齢者医療制度では、広域連合の区域内に住所を有する者のうち、以下の者が被保険者となる。練馬区は、都内の他の区市町村とともに東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に加入している。

（１）　被保険者の範囲

ア　75歳以上の者

イ　65歳から74歳の者で一定の障害があり、申請によって広域連合が認定した者

※　ただし、適用除外事由（他広域連合の住所地特例者、生活保護受給者、日本国籍を有しない者で在留資格がなくなった者等）に該当したときは、資格を喪失する。

（２）　住所地特例制度

被保険者が広域連合から都外（他道府県）に住所を移した場合は、通常、転出先の広域連合の被保険者となる。しかし、その転出先が特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設の場合には、転出前の広域連合の被保険者資格を継続する。対象施設等が多く所在する広域連合の医療給付費が増えることで生じる財政負担を調整するしくみである。

なお、平成30年４月１日より、都内の国民健康保険被保険者で都外の住所地特例対象施設に入所する者が、75歳年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した場合は、住所地特例の適用を引き継ぎ、広域連合の被保険者となる。

〔 住所地特例制度の対象となる施設 〕

・病院または診療所

・障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設

・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

・介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）

・特定施設※１（有料老人ホーム※２、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）

※１　地域密着型特定施設を除く。

※２　有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は住所地特例の対象施設とはならない。

（３） 練馬区の被保険者数と負担区分割合の状況

令和元年度末における被保険者数は、前年度末より968人増の83,944人となっている。そのうち、３割負担の被保険者数は57人減の11,813人、１割負担の被保険者数は1,025人増の72,131人となっている。

※年度末時点（単位：人）

年　度	被保険者数	負担区分割合							
		３割負担	現役Ⅲ 課税所得690万円以上	現役Ⅱ 課税所得380万円以上	現役Ⅰ 課税所得145万円以上	１割負担	一般	区分Ⅱ	区分Ⅰ
27年度	76,390	10,845				65,545	35,680	14,792	15,073
28年度	78,842	11,310				67,532	36,738	15,587	15,207
29年度	80,917	11,451				69,466	37,680	16,296	15,490
30年度	82,976	11,870	2,701	2,021	7,148	71,106	38,275	17,106	15,725
元年度	83,944	11,813	2,765	1,935	7,113	72,131	38,552	17,726	15,853
前年度増減率	1.2%	▲0.5%	2.4%	▲4.3%	▲0.5%	1.4%	0.7%	3.6%	0.8%
	障害認定者（再掲）								
27年度	167	6				161			
28年度	146	3				143			
29年度	145	5				140			
30年度	153	6				147			
元年度	161	6				155			
前年度増減率	5.2%	0%				5.4%			

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「被保険者数及び負担区分割合の状況」より抜粋〕

※　区分Ⅱ　住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ　（ア）住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方

（イ）住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※　制度改正により、平成30年８月診療分から３割負担の負担区分が三つに細分化された。

４　保険料

保険料は、医療費から一部負担金を除いた医療給付費の約１割に相当する額で、国、都、区市町村からの負担金や補助金（公費）および他の医療保険制度からの支援金（後期高齢者支援金）などと合わせ、広域連合が運営する後期高齢者医療制度のための財源となる。

医療給付費の財源は、公費が約５割、後期高齢者支援金が約４割、保険料が約１割となる。

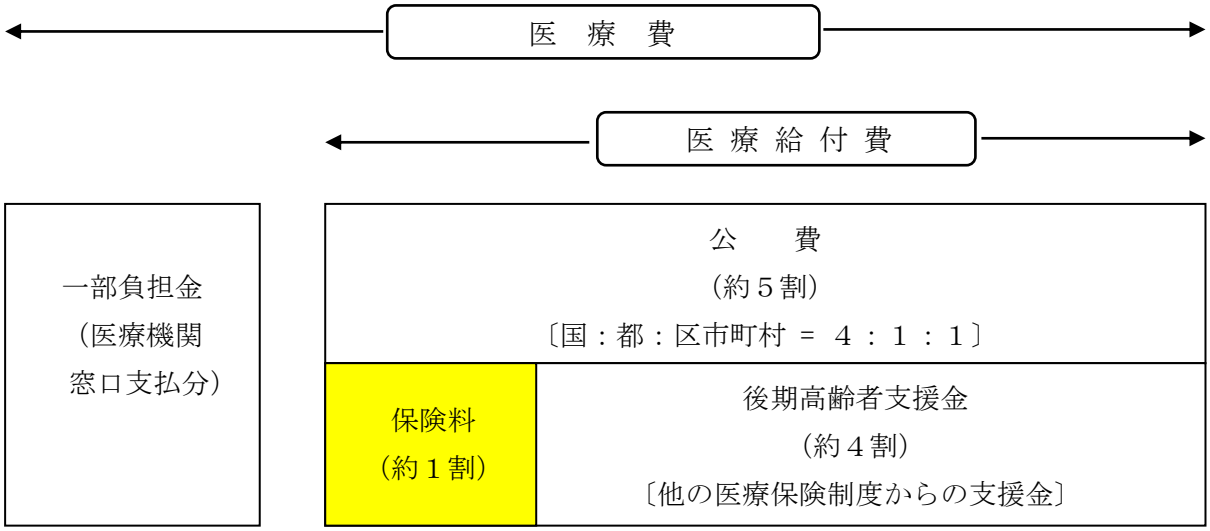

保険料は、被保険者一人ひとりに賦課される。保険料率は広域連合が決定し、２年ごとに見直しを行う（東京都内は均一）。

令和２・３年度の保険料率等は、令和２年１月に開かれた東京都後期高齢者医療広域連合議会で決定した。

＜保険料率等の改定＞

年度	26・27 年度	28・29 年度	30・元年度	２・３年度
均等割額	42,200 円	42,400 円	43,300 円	44,100 円
所得割率	8.98%	9.07%	8.80%	8.72%
賦課限度額	57 万円	57 万円	62 万円	64 万円

（１）　保険料の計算方法

被保険者一人ひとり（個人単位）について、前年中の所得（１月～12 月）をもとに、年度（４月～翌年３月）ごとに計算される。

年間保険料の額は、加入者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。なお、賦課限度額は 64 万円（令和２・３年度）である。

〈令和２・３年度の保険料（年額）〉

均等割額	＋	所得割額	＝	年間保険料
（１人 44,100 円）		（※ 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 8.72%）		（賦課限度額 64 万円）

※　賦課のもととなる所得金額とは

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除 33 万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

（２）　保険料の軽減

ア　均等割額にかかる軽減

保険料のうち均等割額は、同一世帯の被保険者全員および世帯主の「総所得金額等の合計額」をもとに、８割（平成 30 年度までは９割）・８．５割・５割・２割が軽減される。

※年度末時点

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合	練馬区の対象者数（人）					前年度増減率
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	
33 万円以下	被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他所得がない）	8 割（30 年度までは９割）	18,138	18,419	18,553	18,893	19,152	1.4%
	上記以外	8.5 割	11,838	12,581	13,365	14,079	14,697	4.4%
33 万円＋(28 万円×被保険者の数※１)以下		5 割	4,728	5,089	5,534	5,968	6,481	8.6%
33 万円＋(51 万円×被保険者の数※２)以下		2 割	4,360	4,735	5,248	5,804	6,458	11.3%
計			39,064	40,824	42,700	44,744	46,788	4.6%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険基盤安定負担金区市町村別一覧」〕

※１　平成 29 年度より、５割軽減の対象となる所得基準額が拡大された。

平成 29 年度　基準額　33 万円＋27 万円　×被保険者数
平成 30 年度　基準額　33 万円＋27.5 万円　×被保険者数
令和元年度　基準額　33 万円＋28 万円　×被保険者数
令和２年度　基準額　33 万円＋28.5 万円　×被保険者数

※２　平成 29 年度より、２割軽減の対象となる所得基準額が拡大された。

平成 29 年度　基準額　33 万円＋49 万円　×被保険者数
平成 30 年度　基準額　33 万円＋50 万円　×被保険者数
令和元年度　基準額　33 万円＋51 万円　×被保険者数
令和２年度　基準額　33 万円＋52 万円　×被保険者数

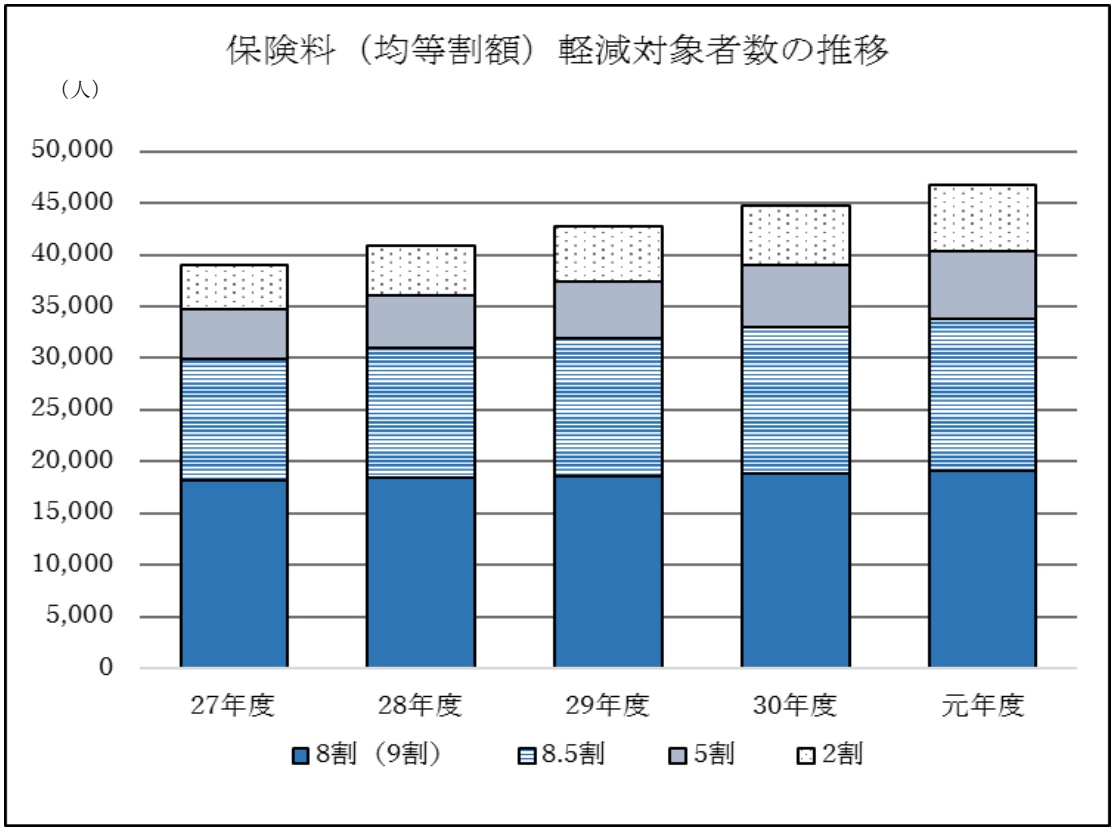

イ　所得割額にかかる軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」に応じて、所得割額が軽減される。

※年度末時点

賦課のもととなる所得金額		軽減割合	練馬区の対象者数（人）					前年度増減率
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	
Ⅰ	15 万円以下	5 割	2,119	2,208	2,376	2,437	2,567	5.3%
Ⅱ	20 万円以下	2.5 割	618	625	662	702	764	8.8%
Ⅲ	58 万円以下	2 割	4,587	4,941	5,154	－	－	30 年度から軽減措置なし
計			7,324	7,774	8,192	3,139	3,331	6.1%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険料所得割額減額分負担金による軽減額の区市町村別一覧」〕

※　Ⅰ、Ⅱは、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

※　軽減割合が、29 年度より下表のとおり見直された。なお、30 年度以降Ⅲの 58 万円以下の軽減措置は廃止となった。

賦課のもととなる所得金額		軽減割合		
		28 年度まで	29 年度	30 年度以降
Ⅰ	15 万円以下	10 割	7 割	5 割
Ⅱ	20 万円以下	7.5 割	4.5 割	2.5 割
Ⅲ	58 万円以下	5 割	2 割	－

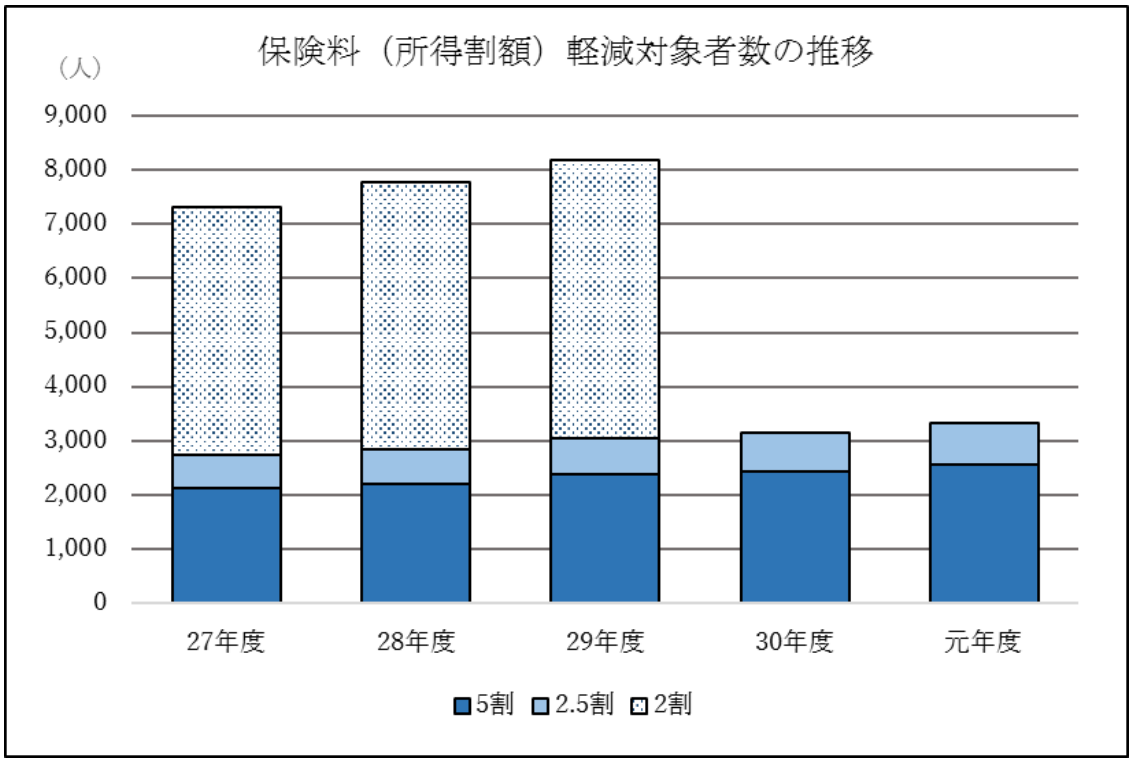

ウ　被用者保険の被扶養者であった被保険者にかかる軽減（被扶養者軽減）

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった場合（国民健康保険・国保組合は除く）、所得割額は賦課せず、均等割額は５割軽減される。

※年度末時点〔単位：人〕

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	前年度増減率
対象者数	1,834	1,809	1,841	1,836	313	▲83.0%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険基盤安定負担金区市町村別一覧」〕

被扶養者軽減は、平成 28 年度まで特例として均等割額が９割軽減とされていた（本来は、加入から２年を経過する月まで均等割額５割軽減）。

しかし、29 年度より下表のとおり、均等割額の軽減割合が見直されることとなった。

なお、所得割額は当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討することとされた。

軽減割合			
28 年度まで	29 年度	30 年度以降	元年度以降
９割	７割	５割	加入から２年を経過する月まで５割

※　平成 29 年３月 31 日（28 年度）までに後期高齢者医療制度に加入した方は、平成 31 年３月 31 日（30 年度）をもって軽減期間が終了となった。

※　平成 29 年４月１日以降後期高齢者医療制度に加入した方は、29 年度は７割軽減となり、以降加入から２年を経過する月までの間に限り５割軽減となる。

※　「均等割額にかかる軽減」を受けられる場合は、軽減割合の高い方が優先される。また、被扶養者による軽減期間終了後も、「均等割額にかかる軽減」に該当する場合は、引き続き「均等割額にかかる軽減」を受けることができる。

（３） 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として介護保険料が引き落とされている年金（以後、対象年金）から天引きされる「特別徴収」である。

ただし、「対象年金が年額 18 万円未満の場合」「後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象年金の２分の１を超える場合」「対象年金が支払調整や差止、支給停止等になっている場合」は、口座振替または納付書で保険料を納める「普通徴収」となる。

また、「特別徴収」は、申請により口座振替に変更することができる。

○ 練馬区の保険料の納付方法別被保険者数

※年度末時点：資格喪失者を含む 〔単位：人〕

年度／納付方法	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	前年度増減数	前年度増減率
特別徴収	44,270	46,030	47,678	48,982	50,937	1,955	4.0%
普通徴収	28,865	30,061	30,327	31,278	31,554	276	0.9%
口座振替	19,343	19,677	19,828	20,256	20,939	683	3.4%
うち選択制による口座振替	(1,527)	(1,495)	(1,465)	(1,481)	(1,319)	▲162	▲10.9%
納付書	9,522	10,384	10,499	11,022	10,615	▲407	▲3.7%

※ 特別徴収における年度途中での保険料の増額更正分は、普通徴収による納付となる。

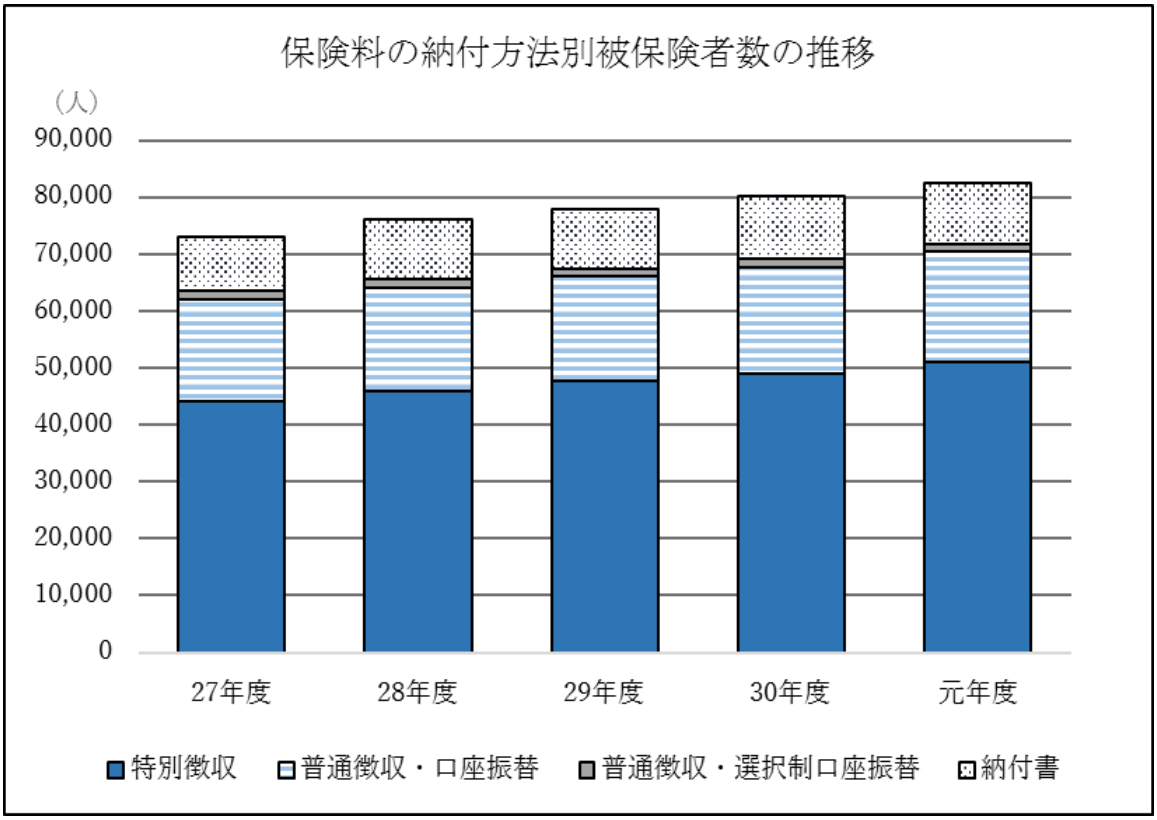

（４） 練馬区の保険料の収納状況

ア 練馬区の保険料収入の推移（現年分および滞納繰越分の合計額）

※翌年５月末時点〔単位：円〕

年度	予算現額	調定額	収入済額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
27 年度	7,264,993,000	7,305,867,550	7,199,085,750	11,582,400	17,363,500	101,000,700
28 年度	7,474,917,000	7,622,973,900	7,523,987,770	13,891,500	23,997,700	88,879,930
29 年度	7,664,824,000	7,794,294,930	7,691,840,800	14,030,000	18,977,400	97,506,730
30 年度	7,947,074,000	8,067,101,330	7,959,815,900	14,597,300	27,752,330	94,130,400
元年度	8,158,617,000	8,265,810,200	8,177,871,973	13,924,800	10,597,400	91,265,627

※ 収入未済額＝調定額－収入済額－不納欠損額＋還付未済額

○ 現年分

※翌年５月末時点〔単位：円〕

年度	調定額	収入済額	収納率	収入未済額
27 年度	7,202,603,700	7,139,706,800	99.0%	74,441,800
28 年度	7,521,973,200	7,461,824,700	99.0%	73,805,700
29 年度	7,705,415,000	7,638,401,700	99.0%	80,843,100
30 年度	7,969,594,600	7,901,101,200	99.0%	82,981,700
元年度	8,171,679,800	8,097,234,120	98.9%	88,074,280
前年度増減率	2.5%	2.5%		6.1%

※ 収納率は、還付未済額を除く。

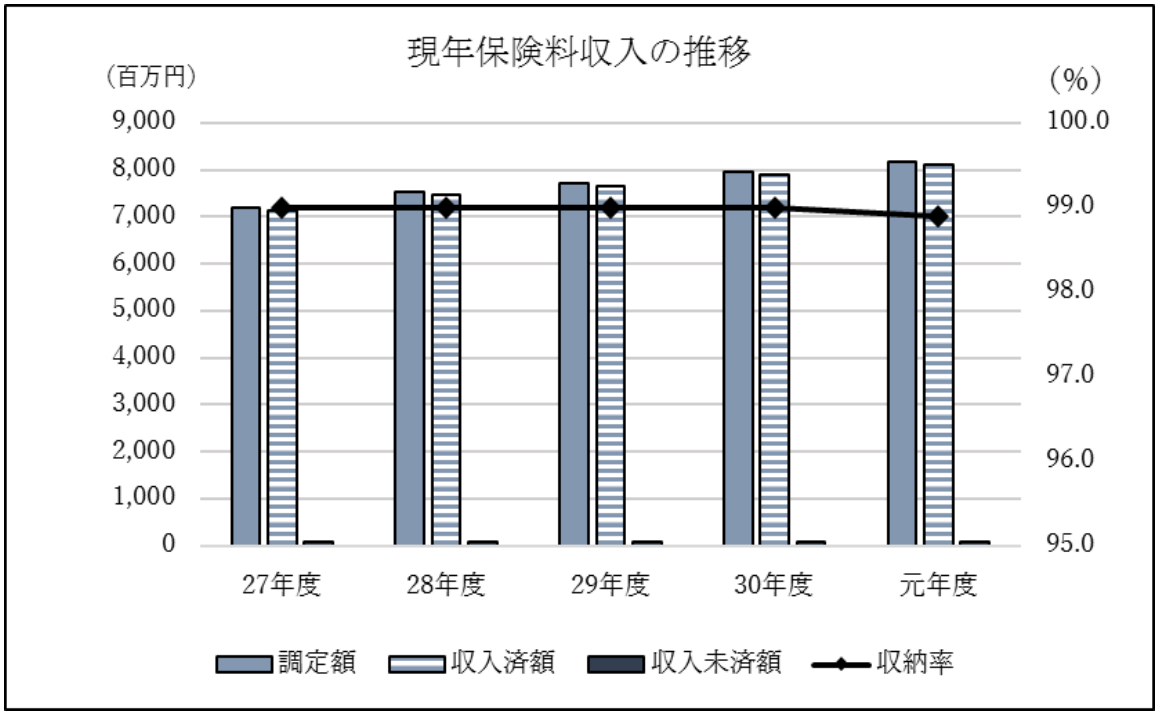

○　滞納繰越分　　※翌年５月末時点〔単位：円〕

年度	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
27 年度	103, 263, 850	59, 378, 950	57. 5%	17, 363, 500	26, 558, 900
28 年度	101, 000, 700	62, 163, 070	61. 3%	23, 997, 700	15, 074, 230
29 年度	88, 879, 930	53, 439, 100	59. 9%	18, 977, 400	16, 663, 630
30 年度	97, 506, 730	58, 714, 700	60. 1%	27, 752, 330	11, 148, 700
元年度	94, 130, 400	80, 637, 853	85. 4%	10, 597, 400	3, 191, 347
前年度増減率	▲3. 5%	37. 3%		▲61. 8%	▲71. 4%

※　収納率は、還付未済額を除く。

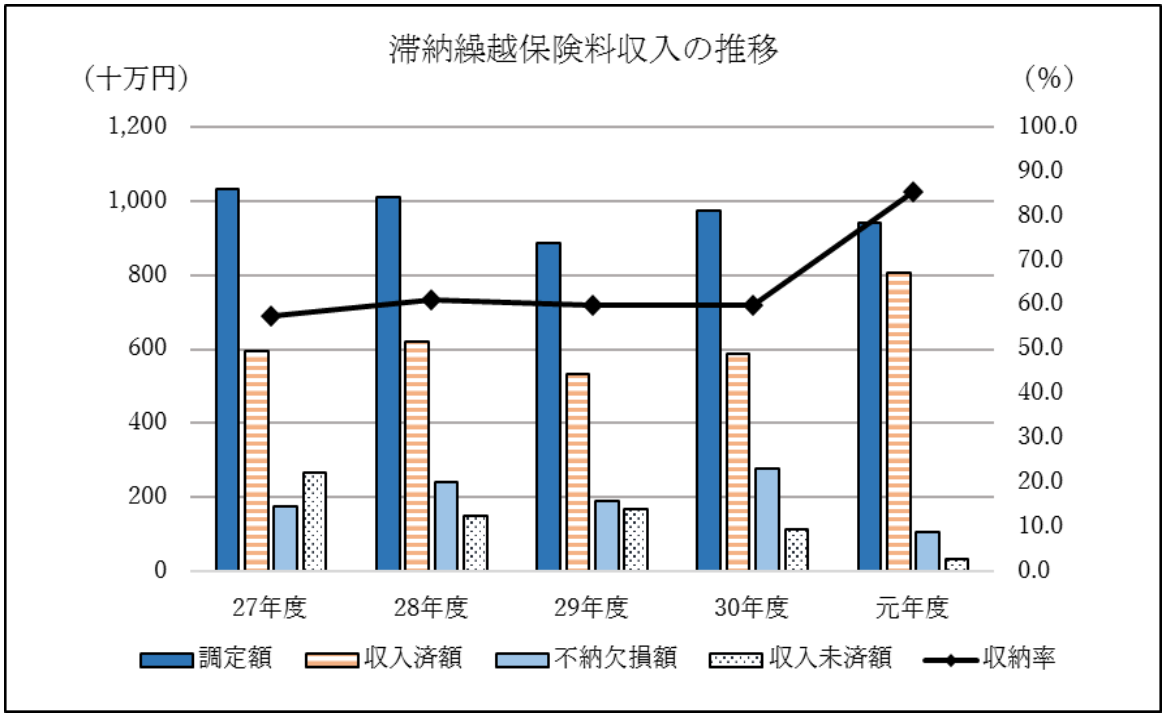

イ　保険料収納率の推移（全体）

年度	予算現額に対する収納率（収入済額／予算現額）	調定額に対する収納率（収入済額／調定額）	保険料収納率（還付未済額を除く収入済額／調定額）
27 年度	99. 1%	98. 5%	98. 4%
28 年度	100. 7%	98. 7%	98. 5%
29 年度	100. 4%	98. 7%	98. 5%
30 年度	100. 2%	98. 7%	98. 5%
元年度	100. 2%	98. 9%	98. 8%

〔令和元年度内訳〕

	予算現額に対する収納率	調定額に対する収納率	保険料収納率
現年分	99. 9%	99. 1%	98. 9%
滞納繰越分	148. 8%	85. 7%	85. 4%

ウ　練馬区の保険料還付状況

※翌年５月末時点〔単位：円〕

年度	還付未済額	過誤納額	還付額	還付未済率
27 年度	11,582,400	127,903,200	116,320,800	9.1%
28 年度	13,891,500	122,697,300	108,805,800	11.3%
29 年度	14,030,000	133,682,200	119,652,200	10.5%
30 年度	14,597,300	137,826,500	123,229,200	10.6%
元年度	13,924,800	96,188,600	82,263,800	14.5%
前年度増減率	▲4.6%	▲30.2%	▲33.2%	

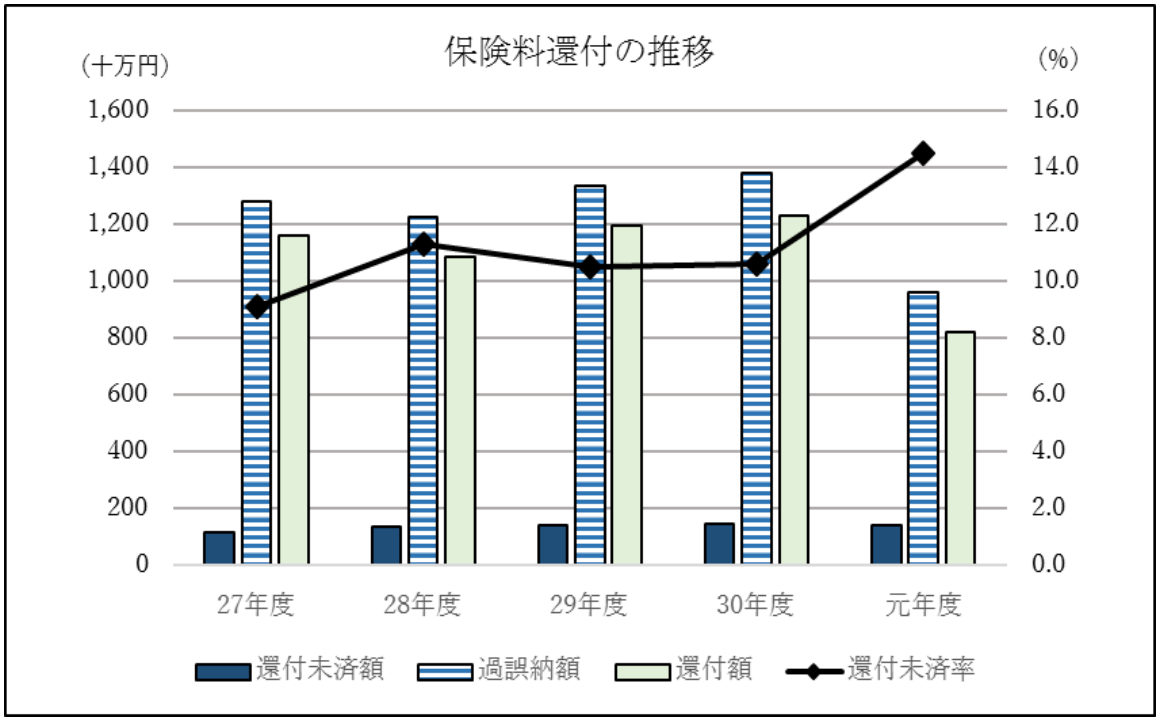

エ　練馬区の納付方法別収入実績

納付方法		件数	収入金額（円）	割合（件数）	割合（金額）
特別徴収	27 年度	269,788	2,786,353,700	44.4%	38.0%
	28 年度	279,342	2,848,784,500	44.3%	37.2%
	29 年度	289,861	2,935,502,700	45.0%	37.6%
	30 年度	298,890	2,948,791,700	45.3%	36.7%
	元年度	307,816	3,037,174,900	51.9%	36.8%
口座振替	27 年度	232,694	3,028,953,800	38.3%	41.4%
	28 年度	236,623	3,107,401,200	37.5%	40.6%
	29 年度	237,607	3,130,385,900	36.9%	40.1%
	30 年度	242,662	3,254,394,600	36.8%	40.5%
	元年度	188,198	3,301,549,800	31.7%	40.0%
窓口払	27 年度	53,997	947,387,100	8.9%	12.9%
	28 年度	58,817	1,071,797,750	9.3%	14.0%
	29 年度	56,837	1,072,960,800	8.8%	13.7%
	30 年度	53,831	1,065,005,100	8.2%	13.3%
	元年度	44,980	1,129,028,000	7.6%	13.7%
コンビニエンスストア（モバイルレジを含む）	27 年度	50,452	559,149,000	8.3%	7.6%
	28 年度	56,476	619,167,700	8.9%	8.1%
	29 年度	59,114	663,793,300	9.2%	8.5%
	30 年度	63,971	761,263,300	9.7%	9.5%
	元年度	52,142	771,301,100	8.8%	9.4%
配当	27 年度	21	1,666,900	0.00%	0.01%
	28 年度	14	1,374,770	0.00%	0.02%
	29 年度	9	814,100	0.00%	0.02%
	30 年度	19	2,905,300	0.00%	0.01%
	元年度	84	6,042,853	0.01%	0.07%
計	27 年度	606,952	7,323,510,500	－	－
	28 年度	631,272	7,648,525,920	－	－
	29 年度	643,428	7,803,456,800	－	－
	30 年度	659,373	8,032,360,000	－	－
	元年度	593,220	8,245,096,653	－	－

※　各年度、翌年４月１日から出納閉鎖までの間に収入計上されたものについては、次年度の集計となる。

※　還付・充当した保険料額の調整は算定されず、決算額とは異なる。

※　配当については滞納繰越分を含み、実際に配当処理を行った年度での集計である。

※　令和元年度から、暫定賦課（４月～６月）の廃止に伴い、普通徴収の納付回数が 12 回から９回になり、納付件数が下がっている。

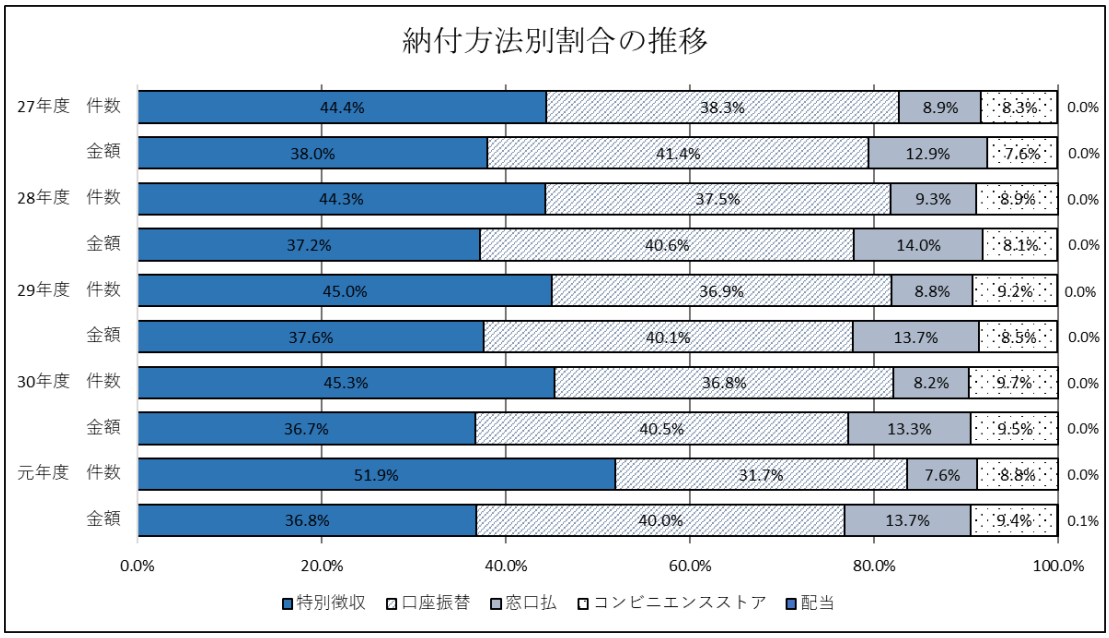

（５） 保険料滞納者への督促・催告・滞納処分

ア 督促状の送付

納期限を一定期間経過しても納付しない被保険者に対して、督促状の送付を行った。

○ 練馬区の保険料滞納者への督促件数　※年度末時点〔単位：件〕

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	前年度増減率
発送件数	19,463	20,339	20,358	20,185	16,948	▲16.0%
1か月平均発送件数	1,622	1,695	1,697	1,682	1,412	

イ 催告書および特別催告書の送付

督促状を送付してもなお未納が続く被保険者に対して、催告書の送付を行った。

また、保険料を支払う資力がありながら、督促状・催告書の送付や電話での納付勧奨等を経ても支払いが確認できない場合に、特別催告書を送付した。

なお、案件に応じて最終催告書・差押事前通知書等の送付も行っている。

○ 練馬区の保険料滞納者への催告件数　※年度末時点〔単位：件〕

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	前年度増減率
発送件数	7,452	6,712	7,100	6,625	5,472	▲17.4%

○ 練馬区の保険料滞納者への特別催告件数　※年度末時点〔単位：件〕

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	前年度増減率
発送件数	10	18	3	180	324	80.0%

ウ　滞納処分

被保険者の負担の公平を期するとともに後期高齢者医療制度に要する経費の財源を確保するため、督促・催告等を行ってもなおそれに応じず、進展が見込めない滞納者等に対し差押処分等を行った。

○　練馬区の財産調査および滞納処分による実績　　※年度末時点

年度		財産調査	換価実績
27 年度	件数	14	21
	金額（円）		1,666,900
28 年度	件数	10	14
	金額（円）		1,374,770
29 年度	件数	0	9
	金額（円）		814,100
30 年度	件数	10	19
	金額（円）		2,905,300
元年度	件数	2,781	84
	金額（円）		6,042,853

（６）　保険料の減免

保険料の減免は収入が著しく減少した被保険者のうち、申請により広域連合で減免の必要があると認められた者に対し行われる。

減免期間は原則として３か月（最大６か月）である。ただし、災害による減免の場合は、災害を受けた日以降、最初の納期の末日から１年間である。

○　練馬区における保険料の減免状況　　※年度末時点〔単位：件〕

年度	決定	金額（円）
27 年度	16　(6)	539,300（114,500）
28 年度	11　(8)	366,900（245,400）
29 年度	12（12）	357,100（357,100）
30 年度	16（12）	640,700（358,000）
元年度	18（12）	458,100（185,400）

※　カッコ内の数字は、うち東日本大震災によるもの

○　練馬区における決定件数の内訳　　※年度末時点〔単位：件〕

減免事由／年度	災害（水害、火災）	収入減少（失業、休廃業、収監等）	東日本大震災
27 年度	8	2	6
28 年度	3	0	8
29 年度	0	0	12
30 年度	3	1	12
元年度	5	1	12

5　保険給付

（１）　療養の給付等（現物給付）

被保険者は、疾病にかかったり負傷した場合に、療養の給付として保険医療機関や保険薬局で治療などの医療サービスを受けることができる。保険医療機関等で支払う医療費の一部負担金の割合は、１割または３割で、前年の所得が確定した後、毎年８月１日に見直しを行っている。

ア　療養の給付における被保険者の一部負担金の割合

区　分	負担割合	住民税課税所得 （前年１月から 12 月までの所得から算出）
一　般	１割	同じ世帯の被保険者全員がいずれも 145 万円未満の場合
現役並み所得	３割	同じ世帯の被保険者の中に 145 万円以上の方がいる場合

※　住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいう。区から送付された住民税の納税通知書等で確認することができる。

なお、住民税が課税されていない方には、通知は送付されない。

※　昭和 20 年１月２日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が 145 万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」（Ｐ．８「（１）保険料の計算方法」参照）の合計額が 210 万円以下の場合は、１割負担となる。

○　３割負担から１割負担に変更できる場合

住民税課税所得が145万円以上の方でも、以下の条件を満たす方は、区へ基準収入額適用申請をし認定されると、申請日の翌月より自己負担の割合が１割に変更となる（毎年、申請が必要）。

後期高齢者医療 被保険者数	収入判定基準 （前年１月から12月までの収入で判定）
世帯に１人	収入額が383万円未満 （ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満）
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

※　収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く）であり、必要経費や公的年金等控除などを差し引く前の金額のこと。

※　土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するために確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれる（所得が０円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となる）。ただし、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれない。

イ　入院時の食費

①　療養病床以外への入院時の食費（１食につき）

被保険者が入院したとき、広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。広域連合が被保険者に代わり医療機関にその費用を直接支払う現物給付としており、被保険者は標準負担額のみを支払う。

<table>
<tr><th colspan="3">所　得　区　分</th><th>食費（１食につき）</th></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得・一般</td><td>460 円※１</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民税非課税等</td><td rowspan="2">区分Ⅱ</td><td>過去 12 か月の入院日数が
90 日以内</td><td>210 円</td></tr>
<tr><td>過去 12 か月の入院日数が
90 日超（長期入院該当※２）</td><td>160 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区 分 Ⅰ</td><td>100 円</td></tr>
</table>

②　療養病床への入院時の食費（１食につき）・居住費（１日につき）

被保険者が長期入院したとき、広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。広域連合が被保険者に代わり医療機関にその費用を直接支払う現物給付としており、被保険者は標準負担額のみを支払う。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">所得区分</th><th colspan="2">食費（１食につき）</th><th rowspan="2">居住費
（１日につき）</th></tr>
<tr><th>入院医療の
必要性が低い方
※３</th><th>入院医療の
必要性が高い方
※４</th></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得・一般</td><td>460 円※５</td><td>460 円※５</td><td rowspan="3">370 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民税非課税等</td><td colspan="2">区 分 Ⅱ</td><td>210 円</td><td>210 円
（長期入院該当
で 160 円※２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区 分 Ⅰ</td><td>130 円</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td></td><td>老齢福祉年金受給者</td><td>100 円</td><td>100 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

・区分Ⅱ　住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

・区分Ⅰ　(ア)住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方

(イ)住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※１　指定難病患者の方と、精神病床へ平成27年４月１日以前から継続して入院した患者の方は、１食につき260円に、当分の間、据え置き

※２　区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた期間における入院日数が、過去12か月で90日を超える場合は、申請により該当となる。

※３　入院医療の必要性が高い方以外が該当する。

※４　人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当する。

※５　保険医療機関の施設基準等により420円の場合がある。

ウ　「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付

【自己負担割合が１割の場合】

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）の交付を受けることができる。医療機関等の窓口に提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額の区分Ⅰ・Ⅱが適用され、入院時の食費が減額される（Ｐ.19 イ表、Ｐ.24 表、Ｐ.26 表参照）。

【自己負担割合が３割の場合】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 690 万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができる。医療機関等の窓口に提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得Ⅰ・Ⅱが適用される（Ｐ.24 表、Ｐ.26 表参照）。

○　練馬区の減額認定証および限度額適用認定証の発行件数　※年度末時点

＜減額認定証　発行件数＞

年度	件数
27 年度	27,483
28 年度	28,302
29 年度	29,615
30 年度	30,631
元年度	31,459
前年度増減率	2.7%

＜限度額適用認定証　発行件数＞

年度	件数
30 年度	1,532
元年度	2,272
前年度増減率	48.3%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「基準収入額適用認定者数及び限度額・減額認定証発行者数内訳（区市町村別）」より抜粋〕

○　練馬区の療養給付の状況

＜現物給付＞（その１）　※年度末時点〔単位：千円〕

年度	区分	療養給付			
		医　科		歯　科	調　剤
		入　院	外　来		
27 年度	件数	52,633	1,275,125	230,807	957,044
	金額	28,834,134	20,416,578	3,078,952	14,316,847
28 年度	件数	53,673	1,315,162	242,162	996,477
	金額	29,542,552	20,972,164	3,189,211	14,014,241
29 年度	件数	55,186	1,342,941	253,490	1,026,325
	金額	31,043,417	21,428,324	3,303,211	14,330,332
30 年度	件数	56,542	1,370,624	266,865	1,049,311
	金額	32,683,923	22,194,887	3,421,685	13,890,692
元年度	件数	58,302	1,392,898	281,949	1,075,658
	金額	34,618,894	23,068,403	3,562,704	14,350,012
前年度増減率	件数	3.1%	1.6%	5.7%	2.5%
	金額	5.9%	3.9%	4.1%	3.3%

＜現物給付＞（その２）　※年度末時点〔単位：千円〕

年度	区分	療養費	訪問看護	合　計
		食事・生活 ※件数については再掲のため合計に含めず		
27 年度	件数	(49,214)	4,046	2,519,655
	金額	1,425,544	348,899	68,420,954
28 年度	件数	(50,188)	4,787	2,612,261
	金額	1,413,800	409,458	69,541,425
29 年度	件数	(51,598)	5,270	2,683,212
	金額	1,451,435	436,072	71,992,791
30 年度	件数	(52,989)	5,775	2,749,117
	金額	1,507,172	476,586	74,174,944
元年度	件数	(54,815)	6,383	2,815,190
	金額	1,577,814	554,151	77,731,978
前年度増減率	件数	3.5%	10.5%	2.4%
	金額	4.7%	16.3%	4.8%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現物給付】」より抜粋〕

※　療養給付費とは、診療報酬明細書に基づき、保険者負担分として医療機関に支払ったもの

※　療養給付の区分等は広域連合資料に基づく

※　件数は延べ数

※　費用額は一部負担金と保険者負担分の合計額。千円未満四捨五入。

○　診療費項目別療養給付費の状況

令和元年度の診療費項目別療養給付費（入院・外来・歯科・調剤）は、前年度と比較していずれも増加している。

構成割合は、入院 45.8%、外来 30.5%、歯科 4.7%、調剤 19.0%となっている。

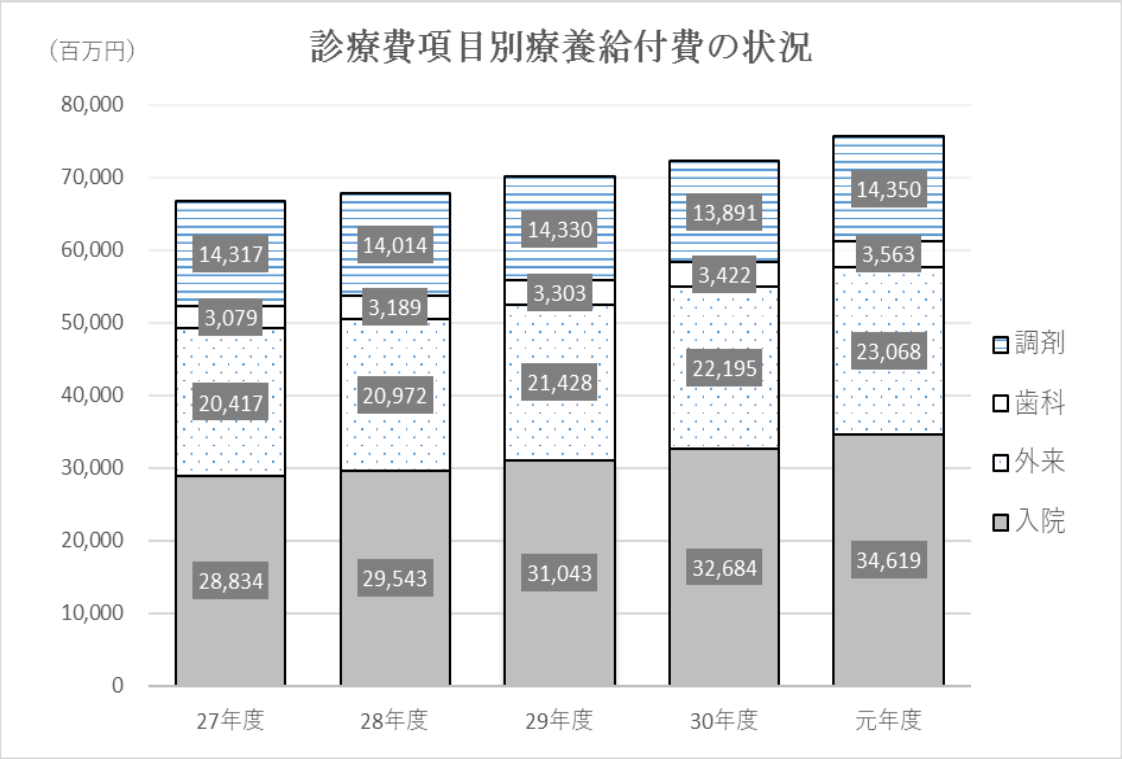

（２） 療養費の支給（現金給付）

療養費は、被保険者が医療費を一時全額自己負担し、その後被保険者の申請に基づき、保険者が負担すべき金額を被保険者に払い戻すもの。代表的なものとして、骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたときの費用や医師が必要と認めたマッサージ、はり等の費用がある。

○ 練馬区の療養費の支給状況

＜現金給付＞（その１） ※年度末時点〔単位：千円〕

年度	区分	一般診療	補装具	柔道整復師の施術	あん摩・マッサージ	はり・きゅう
27 年度	件数	35	1,581	57,805	21,763	5,343
	金額	672	62,561	683,316	658,875	90,181
28 年度	件数	116	1,617	55,899	22,890	5,653
	金額	4,961	65,225	635,910	699,133	98,836
29 年度	件数	66	1,734	55,177	23,452	6,233
	金額	1,780	67,446	610,213	731,136	115,187
30 年度	件数	62	1,747	53,434	23,780	6,732
	金額	2,088	69,947	581,476	785,305	137,456
元年度	件数	65	1,732	54,355	24,178	7,903
	金額	1,773	70,731	578,070	797,908	162,321
前年度増減率	件数	4.8%	▲0.9%	1.7%	1.7%	17.4%
	金額	▲15.1%	1.1%	▲0.6%	1.6%	18.1%

＜現金給付＞（その２） ※年度末時点〔単位：千円〕

年度	区分	移　送	その他	標準負担額差額	合計
27 年度	件数	0	880	100	87,507
	金額	0	3,881	440	1,499,926
28 年度	件数	0	1,052	66	87,293
	金額	0	4,383	420	1,508,868
29 年度	件数	0	1,200	122	87,984
	金額	0	4,935	1,108	1,531,805
30 年度	件数	0	1,513	91	87,359
	金額	0	6,108	890	1,583,270
元年度	件数	0	537	66	88,836
	金額	0	4,718	775	1,616,296
前年度増減率	件数	－	▲64.5%	▲27.5%	1.7%
	金額	－	▲22.8%	▲12.9%	2.1%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」より抜粋〕

※ 療養費の区分等は広域連合資料に基づく

※ 件数は延べ数

※ 費用額は一部負担金と保険者負担分の合計額。千円未満四捨五入。

（３） 高額療養費

被保険者の医療費負担を軽減するために、医療を受ける際に支払った１か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が被保険者に払い戻される。

１か月の自己負担限度額は下表のとおりで、同一世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は合算でき、病院・診療所・調剤薬局などの区別なく合算する。

平成24年４月１日から従来の入院時に加えて、外来診療についても、同一月で同一医療機関の窓口負担が自己負担限度額までとなっている。

○ １か月の自己負担限度額

<table>
<tr><th rowspan="2">負担割合</th><th rowspan="2" colspan="2">所得区分</th><th>外来（個人ごと）</th><th>外来＋入院
（世帯ごと）</th></tr>
<tr><td colspan="2">外来＋入院
（世帯ごと）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３割</td><td colspan="2">現役並み所得Ⅲ
課税所得690万円以上</td><td colspan="2">252,600円＋（10割分の医療費－842,000円）×１％
（140,100円）※１</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅱ
課税所得380万円以上</td><td colspan="2">167,400円＋（10割分の医療費－558,000円）×１％
（93,000円）※１</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅰ
課税所得145万円以上</td><td colspan="2">80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×１％
（44,400円）※１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１割</td><td colspan="2">一般</td><td>18,000円
（144,000円）※２</td><td>57,600円
（44,400円）※１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税等</td><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※１ 過去12か月間に、高額療養費の支給が３回あった場合の４回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。

※２ 計算期間１年間（毎年８月１日～翌年７月31日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給する。

○　高額療養費支給状況

令和元年度の高額療養費は、前年度と比較して支給件数が3,726件（3.5%）減の約10.1万件となっているが、支給額は約6,338万円（9.7%）増の約7億1,393万円となっている。

※年度末時点〔単位：円〕

年　度	件　数	支　給　額
27 年度	118,244	611,644,184
28 年度	116,830	604,275,802
29 年度	115,473	617,318,554
30 年度	105,028	650,550,994
元年度	101,302	713,929,915
前年度増減率	▲3.5%	9.7%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」より抜粋〕

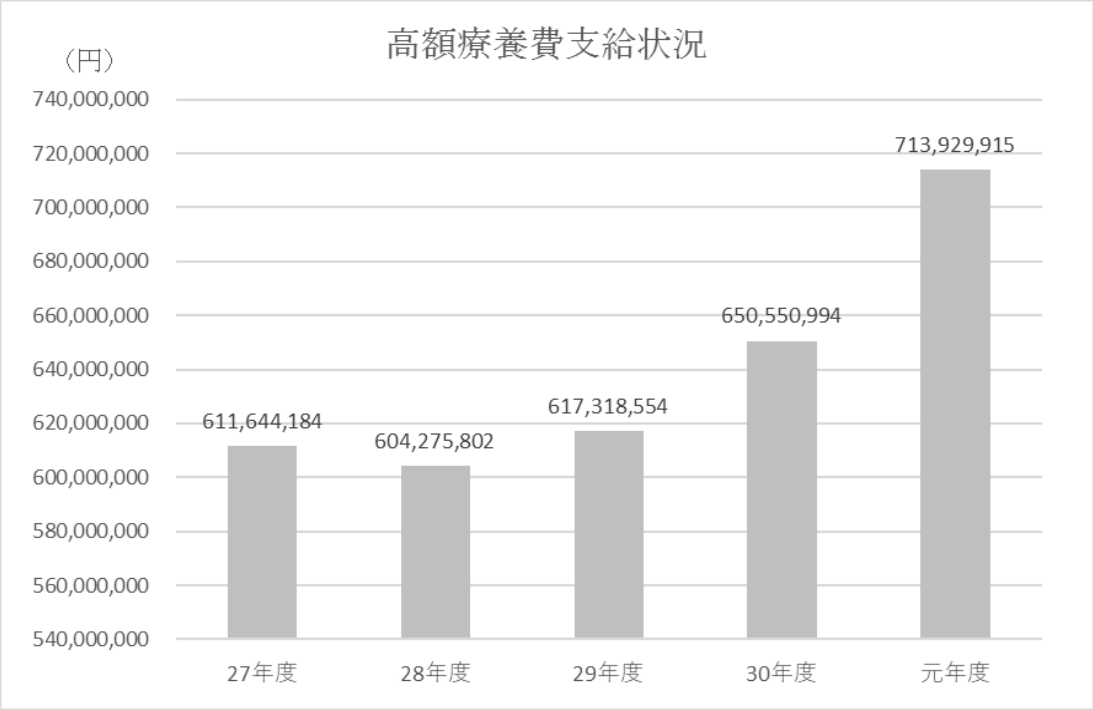

○　高額療養費(外来年間合算）支給状況　※年度末時点〔単位：円〕

年　度	件　数	支　給　額
30 年度	4,712	8,164,283
元年度	977	23,266,011
前年度増減率	▲79.3%	185.0%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」より抜粋〕

（４） 高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方に負担がある被保険者の負担を軽減するため、世帯内で同一の医療保険（後期高齢者医療制度や国民健康保険など）の加入者について、１年間（毎年８月１日～翌年７月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担額の合計が高額介護合算療養費の自己負担限度額を超えた場合、申請によって自己負担限度額を超えた金額がそれぞれの制度から払い戻される。

○ 世帯単位の自己負担限度額（年額）

【平成29年度分まで】　　【平成30年度分以降】

負担区分	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険制度	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険制度
３割	現役並み所得		67 万円	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		212 万円
				現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		141 万円
				現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		67 万円
１割	一　般		56 万円	一　般		56 万円
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31 万円	住民税非課税等	区分Ⅱ	31 万円
		区分Ⅰ	19 万円		区分Ⅰ	19 万円

○ 練馬区の高額介護合算療養費支給状況　　※年度末時点〔単位：円〕

年　度	件　数	支　給　額
27 年度	4,546	85,859,107
28 年度	4,734	88,018,057
29 年度	5,637	118,994,375
30 年度	5,710	115,271,139
元年度	6,587	136,878,534
前年度増減率	15.4%	18.7%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」より抜粋〕

（５） 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った方に対して、葬祭費を支給する。

平成22年度から広域連合の事業となり、区は広域連合から委託を受けて実施している。広域連合の葬祭費は１件50,000円であり、区が１件20,000円の上乗せをし、計70,000円を支給する。

○ 練馬区の葬祭費支給状況　　※年度末時点〔単位：円〕

年　度	件　数	支　給　額
27 年度	3,547	248,240,000
28 年度	3,804	266,280,000
29 年度	3,853	269,710,000
30 年度	3,947	276,290,000
元年度	4,079	285,480,000
前年度増減率	3.3%	3.3%

（６） 一部負担金の減免

災害その他の理由により、生活が一時的に困難になり、一部負担金を支払うことが困難である者に対し、一部負担金の減免を行っている。

○ 一部負担金の減免

平成27～令和元年度において一部負担金の減額および免除の実績なし

○ 東日本大震災に伴う一部負担金の減免

平成23年３月11日に発生した東日本大震災の被災者に係る一部負担金については、申請により減免を行っている。

対象者および免除期間については、厚生労働省通知により定められている。

※年度末時点〔単位：円〕

年　度	現物給付		現金給付	
	件数	金額	件数	金額
27 年度	227	347,881	1	15,000
28 年度	241	289,117	0	0
29 年度	233	621,128	0	0
30 年度	281	589,947	0	0
元年度	304	381,032	0	0
前年度増減率	8.2%	▲35.4%	－	－

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金・現物給付】」より抜粋〕

○ 令和元年度台風第15号または第19号等に伴う一部負担金の減免

令和元年度台風第15号または第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金については、申請により減免を行っている。

対象者および免除期間については、厚生労働省通知により定められている。

※年度末時点〔単位：円〕

年　度	現物給付		現金給付	
	件数	金額	件数	金額
元年度	20	42,893	0	0

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金・現物給付】」より抜粋〕

（７） 医療費の適正化

ア 不正利得

被保険者証の不正利用、虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

イ 不当利得

都外へ転出し、被保険者資格を失っているにもかかわらず、保険給付を受けた場合や、その他保険給付を受ける資格がないにもかかわらず保険給付を受けた場合に、給付を受けた者に対して、医療費の返還請求を行う。

ウ 第三者行為

被保険者が交通事故などの他者が関わる行為が原因で医療の必要が生じた場合、その医療費等は事故の当事者（第三者）が損害賠償の責任の度合に応じて負担することが原則である。

しかし、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得し、第三者に保険者負担分医療費を請求する。

公害健康被害の補償等に関する法律により大気汚染または水質汚濁による公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が第三者（加害者）となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対し、保険者負担分の医療費を請求する。

○ 練馬区の返納金等の調定・収入状況 ※年度末時点〔単位：円〕

年 度		調 定		収 入	
		件 数	金 額	件 数	金 額
不正利得・不当利得等	27 年度	2,305	13,568,153	1,631	8,356,153
	28 年度	2,485	25,779,298	1,924	19,549,560
	29 年度	2,036	15,360,378	1,464	9,022,753
	30 年度	3,393	25,197,643	2,262	11,172,298
	元年度	3,052	144,827,158	1,922	129,381,457
前年度増減率		▲10.1%	474.8%	▲15.0%	1058.1%
第三者行為	27 年度	178	20,378,088	178	20,378,088
	28 年度	416	62,098,985	416	62,098,985
	29 年度	305	38,106,047	305	38,106,047
	30 年度	269	31,208,110	269	31,208,110
	元年度	339	51,142,649	339	51,142,649
前年度増減率		26.0%	63.9%	26.0%	63.9%
27 年度計		2,483	33,946,241	1,809	28,734,241
28 年度計		2,901	87,878,283	2,340	81,648,545
29 年度計		2,341	53,466,425	1,769	47,128,800
30 年度計		3,662	56,405,753	2,531	42,380,408
元年度計		3,391	195,969,807	2,261	180,524,106
前年度増減率		▲7.4%	247.4%	▲10.7%	326.0%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「不当利得・第三者行為（調定・収入）区市町村一覧」より抜粋〕

※ 第三者行為には公害補償分を含む。

エ　医療費通知

医療費への認識を高めてもらうことを目的として、総医療費が５万円以上の月がある人など一定基準を超える受診者に対して広域連合が年１回通知している。

○　令和元年度 練馬区の医療費通知発送件数

発送時期	発送件数
令和２年１月	55,004

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「令和元年度　医療費等通知件数」より抜粋〕

オ　ジェネリック医薬品差額通知

患者負担額の軽減および医療保険財政の健全化を目的として、先発医薬品から後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより、自己負担額が一定以上軽減できる方に対して、広域連合が年２回（６月、12月）通知している。

○　令和元年度 練馬区のジェネリック医薬品効果分析結果

通知対象者数（人）	切替人数（人）	切替者割合（%）	1か月当たりの軽減効果額（円）	切替者１人当たりの軽減効果額（円）
32,045	12,367	38.6%	25,159,294	2,034

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「令和元年度　ジェネリック医薬品差額通知効果分析（区市町村別・令和元年８月分及び令和２年２月分）」より抜粋〕

6　保健事業

被保険者の健康の保持・増進を図るため、以下の事業を実施している。

（１）　後期高齢者医療健康診査

健康診査は、生活習慣病の早期発見や介護予防、被保険者の健康増進、ＱＯＬ（生活の質）の維持・確保等の観点から必要とされている。後期高齢者医療制度における健康診査は、広域連合の事業であるが、実施にあたっては、区市町村に委託することができる。広域連合から委託を受けた練馬区では、健康診査の窓口を平成21年度から健康部健康推進課に一本化している。

健康診査の対象者は、原則として、後期高齢者医療制度の被保険者である。しかし、特別養護老人ホームや介護保険施設等に入所または入居している者や、病院または診療所に６か月以上継続して入院している者等は対象外となる。

過去５年間の健診受診率について、練馬区の受診率は、平成28年度の58.94％をピークに減少傾向となっているが、広域連合内の平均受診率をいずれも上回っている。しかしながら、平成30年度および令和元年度においては、広域連合が示す目標受診率を下回った。

なお、全国の平均受診率は、平成27年度以降、約30％で推移しているため、練馬区の受診率は全国と比較すると高い水準にある。

今後は、受診券発送のほか、区内公設掲示板へのポスター掲示、対象者を絞った個別受診勧奨等、周知方法の改善を検討し、受診者数の増加を図る。

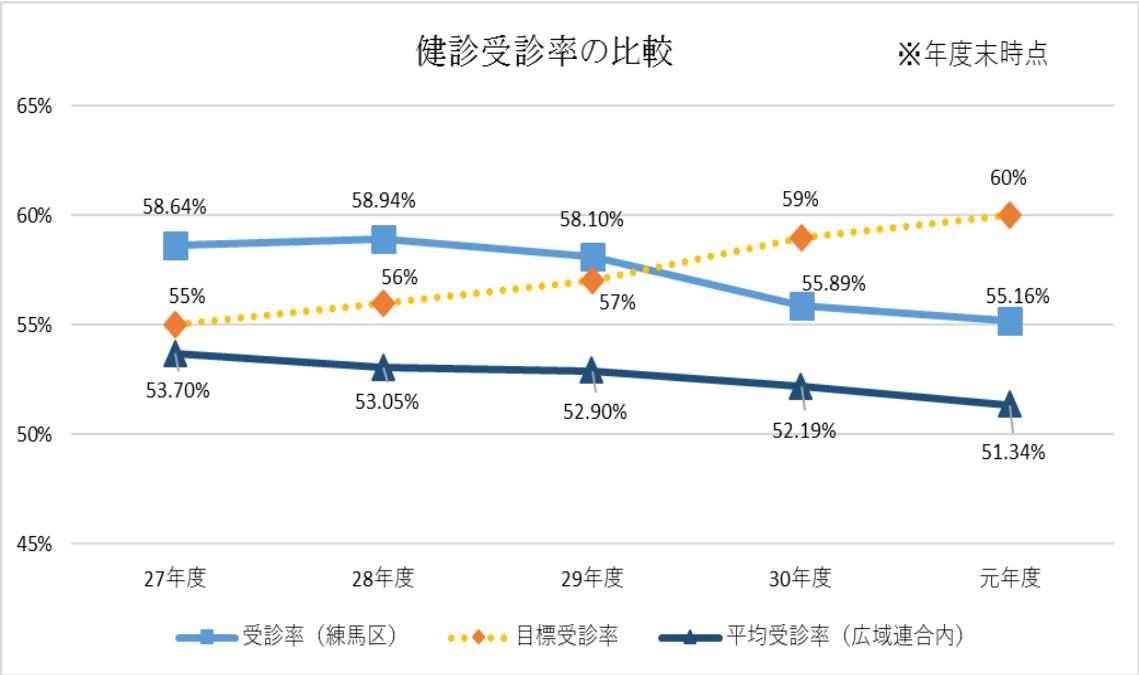

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「第２期　保健事業実施計画（データヘルス計画）」および「後期高齢者医療健康診査実績一覧」より抜粋〕

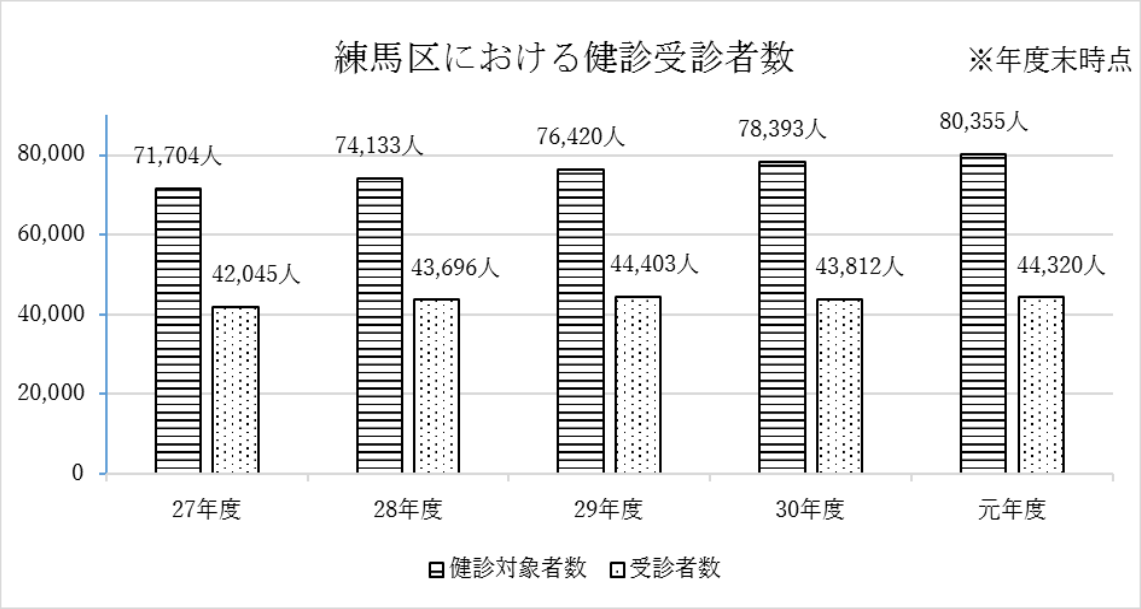

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療健康診査実績一覧」より抜粋〕

○　生活習慣病重症化予防のための健康診査・医療機関受診勧奨事業

健康診査の関連事業として、保険者である広域連合では、生活習慣病重症化予防のための健康診査・医療機関受診勧奨事業を実施している。

ア　健康診査受診勧奨事業

広域連合が定める健診を受診しておらず、かつ生活習慣病に係る受診履歴がない被保険者（健康状態不明者）に対し、健診の受診勧奨通知を送付し、生活習慣病の重症化予防を図るとともに受診率の向上に繋げる。

イ　医療機関受診勧奨事業

健診の受診結果に異常値があるが、生活習慣病に係る受診履歴がない被保険者（健診異常値放置者）や生活習慣病に係る受診履歴があるが、治療を中断している被保険者（生活習慣病治療中断者）に対し、医療機関の受診勧奨通知を送付し、生活習慣病の重症化の予防を図る。

（２）　長寿すこやか歯科健診

後期高齢者は口腔機能の低下（オーラルフレイル）から、誤嚥性肺炎や糖尿病、全身フレイル、認知症など、さまざまな健康問題に連鎖していくと問題視されている。そのため、口腔機能や嚥下機能の低下防止、誤嚥性肺炎等の疾病予防、健康増進等を目的とした、後期高齢者の特性を踏まえた長寿すこやか歯科健診を令和元年度から実施している。対象者は年度末年齢が76歳および80歳の後期高齢者である。

令和元年度の受診者数は1,005人で、受診率は8.0％だった。今後は、ポスター掲示施設の増加、区内公設掲示板へのポスター掲示のほか、健康診査の結果やレセプト状況を確認し、特に歯科健診の受診が必要と思われる被保険者に対し、個別に受診勧奨する等、更なる周知に努めていく。

長寿すこやか歯科健診の実績　　※年度末時点

年　度	対象者（人）	受診者数（人）	受診率（%）
元年度	12,565	1,005	8.0

（３）　宿泊保養施設事業

平成21年度から、国民健康保険において協定を締結している関東近県の旅館等と協定を結び、一般よりも低額な料金で被保険者の利用に供している。平成22年度からは、国民健康保険と合同で同事業を実施している。

元年度 宿泊保養施設利用実績

利用件数	29件
延べ利用人数	68人

※　国民健康保険分を含む。

7　趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な実施のために、事業の内容について、ねりま区報、区ホームページによる周知を行い、趣旨普及の徹底を図った。

なお、広域連合作成の印刷物や広報紙、広域連合ホームページも活用し、周知を行った。

（1）　ねりま区報による周知

令和元年度は、下記の記事を掲載した（区報は毎月１・11・21 日発行）。

掲載号	記事名	記事の内容
４月１日号	区のけんしんはメリットがいっぱい！	健康診査および長寿すこやか歯科健診の案内
６月 21 日号	自己負担割合が変わった方へ後期高齢者医療制度の保険証を送付	住民税の課税状況などにより自己負担割合が変更になった方への新しい被保険者証の送付案内
	負担が軽くなると思われる方へ基準収入額適用申請書を送付	自己負担割合が３割と判定された方でも収入が一定額未満の場合は、申請により負担割合が軽減されるため、対象者への申請書の送付案内
７月１日号	限度額適用・標準負担額減額認定証が新しくなります	限度額適用・標準負担額減額認定証の送付案内
７月 11 日号	令和元年度後期高齢者医療保険料のお知らせ	保険料の決定通知書の送付、保険料の計算方法、均等割額の軽減措置の一部見直しについて
10 月１日号	保険料に未納がある方は納付相談を	納期限を過ぎた保険料を一括で納められない方へ納付相談の案内
11 月 11 日号	長寿すこやか歯科健診の受診はお済みですか	歯科健診の受診のお知らせ
12 月 11 日号	医療費と介護サービス費が高額な方へ　自己負担限度額を超えた世帯に申請書を送付	高額医療・高額介護合算制度の概要と申請方法の案内
	12 月納期分保険料の納期限は１月６日（月）	12 月納期分保険料の納期限のご案内
12 月 21 日号	１月４日（土）からインターネットで窓口の待ち人数を確認できます	インターネットで窓口の受付状況をリアルタイムで確認
１月 21 日号	葬祭費を支給	被保険者が亡くなった際の葬祭費支給に関するお知らせ
	交通事故などでケガをしたときは届け出を	交通事故等の第三者行為による傷病に関する医療費や手続きの案内

（２）　区ホームページによる周知

区ホームページ内の「くらし・手続き」を通じて、後期高齢者医療制度の概要、対象者、保険料、各種給付等を案内している。

（３）　広域連合作成印刷物による周知

印刷物名	内容
後期高齢者医療制度のしくみ	後期高齢者医療制度・事業の案内
ジェネリック医薬品希望シール	ジェネリック医薬品の普及促進

（４）　広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知

令和元年度は下記の記事を掲載した（東京いきいき通信は年２回７・３月発行）。

発 行 日	号 数	主 要 記 事 名
7 月 13 日	第 26 号	令和元年度の保険料
		自己負担割合が変わる方に新しい保険証をお送りします
		自己負担の割合を３割から１割に変更できる場合があります
		新しい保険証が届いたら古い保険証は必ず返却してください
		交通事故などにあったとき
		医療費が高額になったとき
		ジェネリック医薬品を使いましょう
		柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けている方へ
3 月 21 日	第 27 号	令和２年８月から保険証の大きさが変わります
		令和２・３年度の保険料率が決まりました
		医療費が高額になったときは限度額を超えた額を支給します
		高額介護合算療養費…医療と介護を合わせた自己負担が高額になったとき
		年１回　健康診査を受診しましょう
		還付金詐欺の手口と対策はコレだ！
		広域連合議会報告

（５）　広域連合ホームページによる周知

広域連合ホームページ「東京いきいきネット」を通じて、後期高齢者医療制度の概要、対象者、保険料、各種給付等を案内している。

８　組織図と事務分掌

（１）　練馬区後期高齢者医療制度関係部署

（職員数は令和２年４月１日現在）

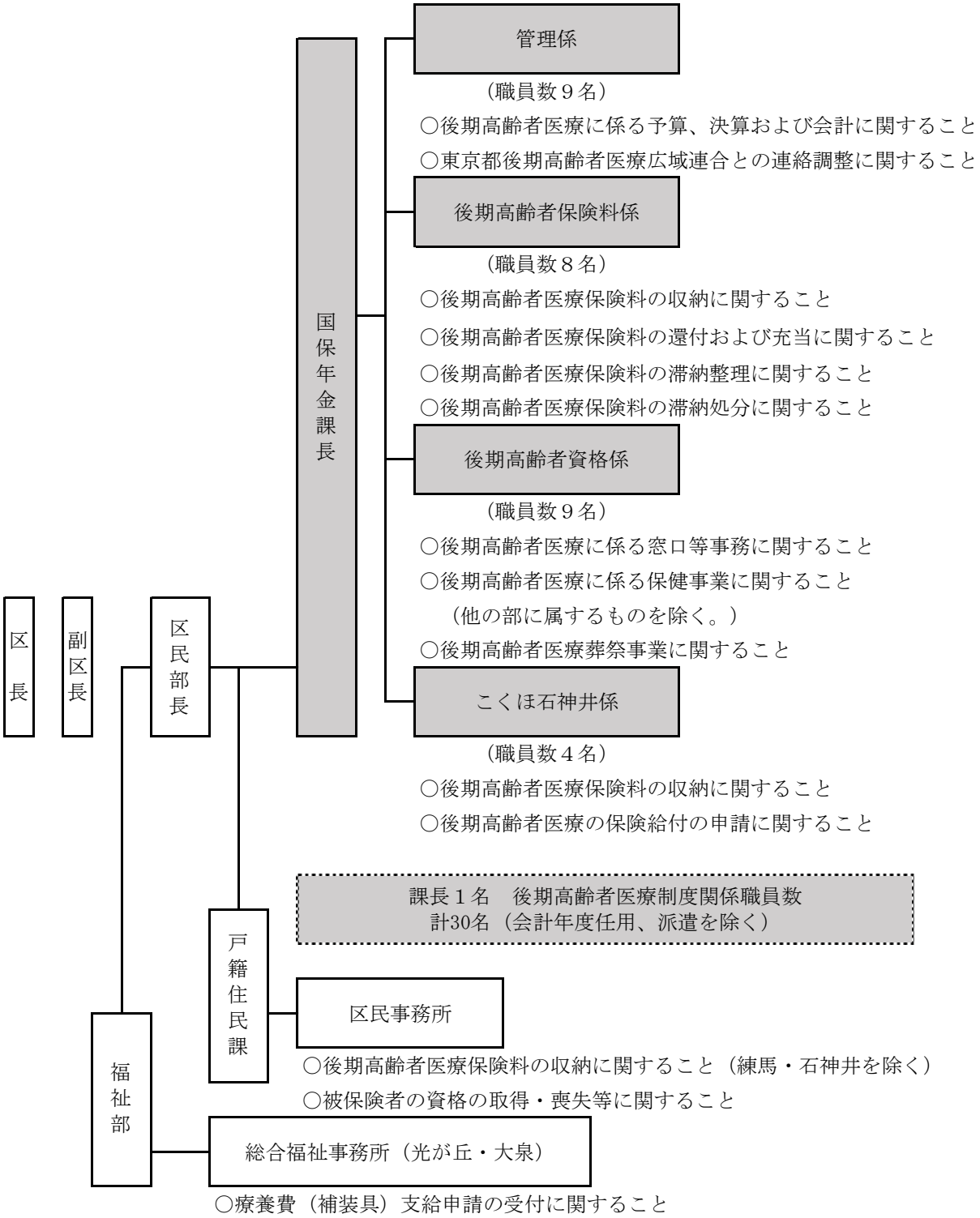

（２） 東京都後期高齢者医療広域連合

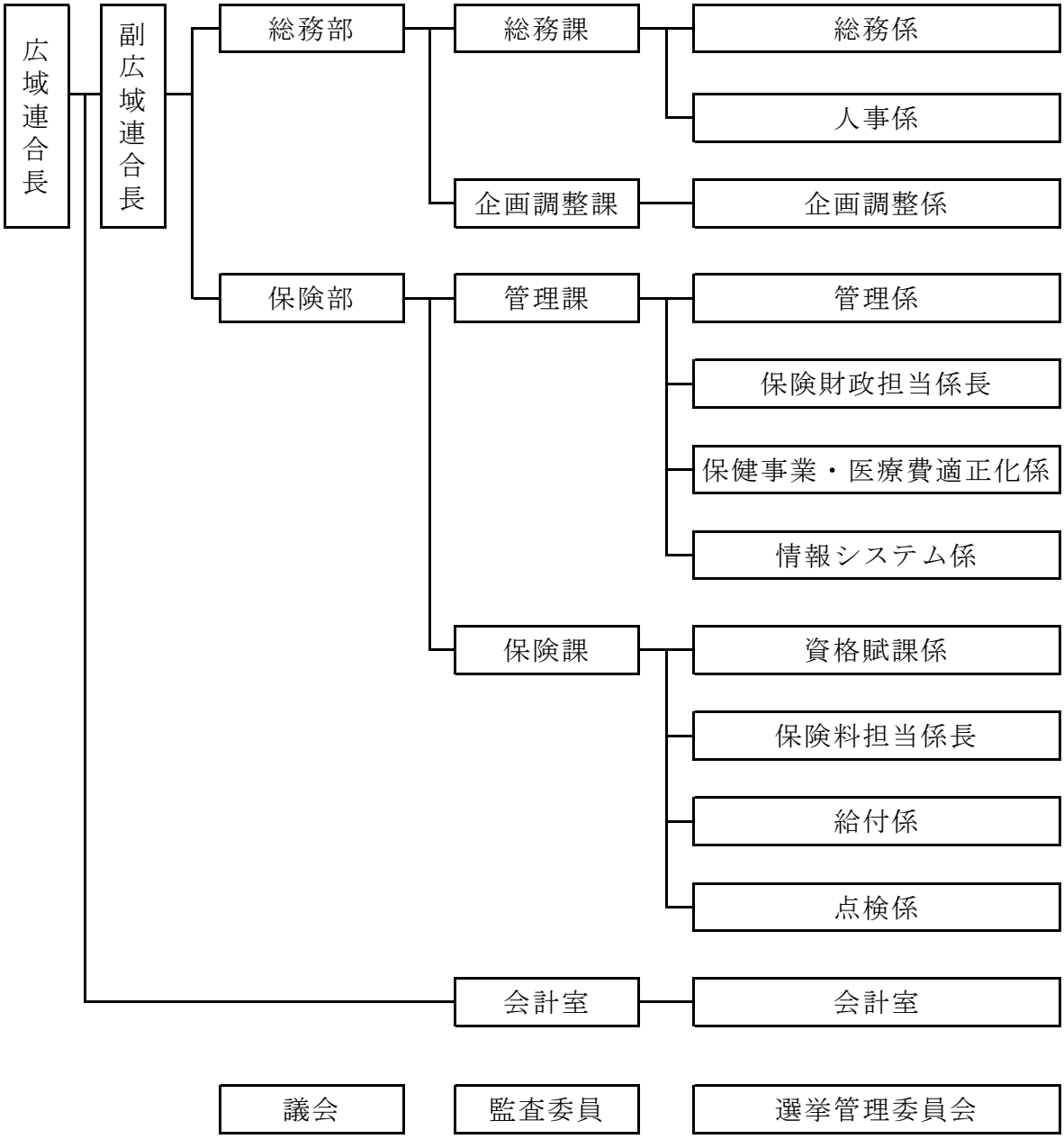

９　高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革

区分：区の動き「区」、広域連合の動き「広」、国の動き「国」

昭和36年　４月	国	・国民皆保険体制の確立
昭和48年　１月	国	・老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 70歳以上の高齢者の自己負担無料化
昭和58年　２月	国	・老人保健法に基づく老人保健制度の開始 高齢者の一部負担金制度の導入
平成13年　１月	国	・一部負担金の定率負担制度（１割）の導入
平成17年　12月	国	・「医療制度改革大綱」が政府・与党医療改革協議会によってまとめられる。 75歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設するという指針 が示される。
平成18年　４月	区	・高齢社会対策課に医療制度改革主査を設置
６月	国	・「健康保険法等の一部を改正する法律」施行 平成20年４月から法律名を「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更し、その内容を全面改正するとともに制度名を「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改めることとする。
10月	国	・現役並み所得者の一部負担金割合の改正（２割から３割へ）
12月	区	・平成18年第四回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」を議決
平成19年　３月	広	・東京都後期高齢者医療広域連合発足
10月	国	・「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」および「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」公布
	国	・与党のプロジェクトチーム（以下、「与党ＰＴ」と表記）でとりまとめ「高齢者の負担のあり方について」 被用者保険の被扶養者であった方からの保険料徴収の凍結（平成20年４月から９月まで保険料の徴収を凍結、平成20年10月から平成21年３月まで保険料を９割軽減する。）
11月	広	・「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」公布 平成19年第一回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会にて議決される。

平成20年　２月	広	・「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」議決 東京都独自の保険料所得割軽減策について附則第11条が追加される。
３月	区	・保険料の軽減策として、区の一般財源の投入に伴い、平成20年第一回練馬区議会定例会にて広域連合の規約改正を議決
４月	国	・後期高齢者医療制度施行
	広	・保険料　均等割額 37,800円　所得割率 6.56％
	区	・「練馬区後期高齢者医療に関する条例」施行
	区	・高齢社会対策課の医療助成係と医療制度改革主査を廃止し、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係を設置
	国	・後期高齢者医療制度の呼称を「長寿医療制度」とする。
６月	国	・政府・与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」 特別対策として保険料負担の軽減割合の拡大措置がとられる。 ①保険料の均等割額が７割軽減されている世帯の均等割額 → 8.5割軽減（平成20年度） ②保険料の均等割額が7割軽減されている世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯の均等割額 →９割軽減（平成21年度） ③賦課の基礎となる所得金額が58万円以下（年金収入153万円から211万円まで）の方の所得割額 →５割軽減（平成20・21年度） ④特別徴収（年金天引き）から口座振替への切替を可能とする ⑤終末期相談支援料の凍結
７月	国	・特別徴収から口座振替への切替を可能とする政令改正 対象：①過去２年間に国民健康保険料を滞りなく納めていた方 ②上記①を満たし、かつ年金収入180万円未満で連帯納付義務者（世帯主や配偶者）がいる方 ※同政令改正に、区市町村が行う事務として、後期高齢者医療制度に関する広報および相談が追加される。
９月	国	・与党ＰＴとりまとめ「平成21年度における高齢者医療の負担のあり方について」

		①被用者保険の被扶養者の保険料を平成21年４月から１年間、９割軽減実施 ②75歳到達月に自己負担が増加しないための特例の創設（誕生月の自己負担限度額の減額、平成21年１月施行） ③一部負担金の割合が１割から３割になる被保険者を１割に戻すための基準の見直し（対象範囲の拡大、平成21年１月施行）
11月	国	・与党ＰＴとりまとめ「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」 ①平成21年度以降の保険料軽減の財源については、全額国費で対応 ②口座振替の選択制（平成20年７月の政令改正で示された要件を年金天引きと口座振替の選択制とする。）の導入
12月	国	・口座振替の選択制の政令改正（平成21年４月施行）
平成21年　４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減の開始と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を１年間継続
	区	・宿泊保養施設事業を開始（練馬区国民健康保険の宿泊保養施設と協定締結）
11月	国	・高齢者医療制度改革会議の設置 新たな高齢者医療制度について以下の原則に基づき検討を開始 ①後期高齢者医療制度は廃止する ②「地域保険としての一元運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする ④市町村国保などの負担増に十分配慮する ⑤高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする ⑥市町村国保の広域化につながる見直しを行う 新制度は平成25年４月施行という見通しが示される
平成22年　３月	区	・平成22年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」、「東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について」を議決

４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	広	・保険料　均等割額37,800円　所得割率7.18％
	広	・葬祭費事業が広域連合の事業となり、区市町村は委託を受けて実施する。
	区	・組織改正により、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係が健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課から区民生活事業本部区民部国保年金課へ編入される。
	区	・後期高齢者医療保険料のモバイルレジ収納を開始
	区	・宿泊保養施設事業を練馬区国民健康保険と合同で実施
12月	国	・高齢者医療制度改革会議において、新しい高齢者の医療制度についての最終とりまとめが公表され、以下のような制度の枠組み等が示される。 ①後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する ②加入する制度を年齢で区分せず、高齢のサラリーマンや扶養家族は被用者保険に、それ以外の人は国民健康保険に加入する ③国民健康保険の運営については、第一段階として、75歳以上の部分は都道府県単位の財政運営とし、区市町村は資格管理や保険料の徴収、保険給付等を行う ④第二段階として、新制度施行５年後の平成30年度を目標に、全年齢で都道府県単位化を図る。 ※平成25年度に新制度へ移行するスケジュールが示されるが、法案提出の目途が立たず、制度改正は平成26年３月以降に変更となる。
平成23年　３月	広	・東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の減免を実施
４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	区	・国保年金課に制度改正担当係を設置
平成24年　２月	国	・「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、以下の内容が明記される。

		①高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ②高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ③具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
３月	区	・平成24年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	国	・高額療養費の外来現物給付化の開始
	広	・保険料　均等割額40,100円　所得割率8.19%
	広	・保険料賦課限度額の引き上げ（50万円から55万円に）
７月	国	・外国人登録制度が廃止され、適法に３か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳に記載されることとなる。
８月	広	・地方税における扶養控除の見直しに伴い、一部負担金の判定にあたり、調整控除を行う。
10月	広	・国の通知に基づき、被保険者証等の裏面に性別表記を行う際の取扱いが示される。
平成25年　４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
８月	国	・内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において報告書が作成され、この中で「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当」と明記される。

12月	国	・社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）が可決・成立 社会保障制度改革プログラム法の中で医療制度改革の内容として ①国保の保険者、運営等のあり方の改革 ②後期高齢者支援金の全面総報酬割 ③70～74歳の患者負担の見直し（１割から２割） ④高額療養費の見直し　などが挙げられている。
平成26年　３月	区	・平成26年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・均等割額の軽減対象者の拡大（５割軽減に新たに単身世帯が対象となるとともに、５割・２割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される。）
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	広	・保険料　均等割額42,200円　所得割率8.98％
	広	・保険料賦課限度額の引き上げ（55万円から57万円に）
平成27年　１月	国	・医療機関にかかるときの自己負担割合の判定基準に、昭和20年１月２日以降生まれの被保険者およびその方と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合であれば１割負担となる基準が加わる。
４月	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	国	・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式に限る）が住所地特例対象となる。

５月	国	・被保険者の適用除外とすべき特別の理由がある人に、特定活動の在留資格者のうち、観光・保養その他これらに類する活動を行う人などが新たに追加される。
	国	・国保の財政運営の主体を都道府県とすることや高齢者医療費における後期高齢者支援金の全面総報酬制の導入などを柱とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が可決・成立
平成28年　１月	国	・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、後期高齢者医療制度の申請書に個人番号欄が設けられる。
３月	区	・平成28年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
４月	国	・現役並み所得および一般所得区分の療養病床以外への入院時の食費（１食当たり）が360円に変更される（非課税世帯は据え置き）。
	国	・患者の申出により厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養が保険外併用療養費の支給対象となる。
	国	・均等割額8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額９割軽減と所得割額５割軽減の継続
	国	・均等割額の軽減対象者の拡大（５割・２割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される）
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の９割軽減を継続
	広	・保険料　均等割額42,400円　所得割率9.07％
平成29年　４月	国	・医療保険制度改革骨子（平成27年１月13日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき、所得割額軽減および被用者保険の被扶養者保険料均等割額の軽減について見直し
	国	・所得割額５割から２割軽減に見直し
	広	・所得割額7.5割から4.5割軽減に見直し
	広	・所得割額10割から７割軽減に見直し
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の均等割額９割から７割軽減に見直し
	国	・均等割額９割および8.5割軽減の１年間継続
	国	・均等割額の軽減対象者の拡大（５割・２割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される）

８月	国	・高額療養費の上限額の変更、一般所得区分の外来分年間上限額導入
10月	国	・医療療養病床の入院時の光熱水費（1日当たり）の変更
平成30年　３月	区	・平成30年第一回練馬区議会定例会にて、「練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
４月	国	・住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が新たに後期高齢者医療保険制度に加入する場合、国民健康保険での住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる
	国	・現役並み所得および一般所得区分の療養病床以外への入院時の食費（１食当たり）が460円に変更される（非課税世帯は据え置き）。
	国	・所得割額２割軽減から軽減なしに見直し
	国	・被用者保険の被扶養者保険料の均等割額７割から５割軽減に見直し
	国	・均等割額の軽減対象者の拡大（５割・２割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される）
	広	・保険料　均等割額43,300円　所得割率8.80％
	広	・保険料賦課限度額の引き上げ（57万円から62万円に）
	広	・所得割額4.5割から2.5割軽減に見直し
	広	・所得割額７割から５割軽減に見直し
８月	国	・高額療養費制度の区分細分化
	国	・高額介護合算療養費の自己負担限度額の一部変更
	国	・現役並み所得ⅠおよびⅡを対象に「限度額適用認定証」の新設

平成31年　４月	国	・均等割の軽減特例の見直し ［９割軽減］→令和元年度８割軽減、令和２年度７割軽減へ。 ［8.5割軽減］→令和元年度8.5割軽減、令和２年度7.75割軽減、令和３年度７割軽減へ。
	国	・均等割額の軽減対象者の拡大（５割・２割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大される）
	区	・暫定賦課（４月～６月）の廃止
	区	・後期高齢者（長寿すこやか）歯科健診の実施（対象：76歳・80歳）
令和２年　３月	区	・令和２年第一回練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
４月	広	・保険料　均等割額44,100円　所得割率8.72%
	広	・保険料賦課限度額の引き上げ（62万円から64万円に）
６月	広	・新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の給付に係る条例改正（令和２年１月１日から適用）
７月	広	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の実施（令和２年２月１日から適用）
８月	広	・被保険者証をカードサイズに変更

令和２年 12 月　発行

ねりまの後期高齢者医療
令和２年度（２０２０年度）
― 令和元年度実績 ―

編集・発行　　練馬区　区民部
国保年金課　後期高齢者医療制度担当
〒176-8501　東京都練馬区豊玉北６－１２－１
電話 03(5984)4587
03(5984)4588